

令和7年度 笠間市立友部第二中学校「いじめ防止学校基本方針」

笠間市立友部第二中学校長 玉渕 智巳

【友部第二中学校いじめ撲滅スローガン】

「無くそう つらい表情 増やそう みんなの笑顔」

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(参考：いじめ防止対策推進法第2条第1項)

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。(参考：いじめ防止対策推進法第3条)

(3) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。(参考：いじめ防止対策推進法第4条)

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係諸機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に全力で務める。

(参考：いじめ防止対策推進法第8条)

(5) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめにあうことのないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。

(参考：いじめ防止対策推進法第9条)

Ⅱ いじめの防止等のための本校の取り組み

いじめは、生徒間に常に起こりうるものであるという認識のもと、笠間市いじめ防止基本方針を受け、「いじめ防止対策委員会」を設置し、以下の取り組みを行う。

- 1 いじめ未然防止の体制整備及び取り組み（未然防止）
- 2 いじめの状況把握と情報の共有及び分析（早期発見・兆候の把握）
- 3 いじめ発生時の具体的な対応について対策会議の実施（いじめに対する措置）
- 4 家庭・地域への啓発と連携

Ⅲ いじめの防止等のための対策の基本的な方針に関する事項

(1) 基本的施策

① 学校におけるいじめの未然防止

(参考：いじめ防止対策推進法第15条)

- ・教職員と生徒の関係づくりを積極的に進め、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を育み、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通して

道徳教育や集会活動、体験活動教育の充実を図る。

ア 集団と個の関係を理解させ、自分たちの問題を主体的に話し合い、解決できる力を育成する。

(学年・学級活動や生徒会活動、学校行事、部活動等)

イ 笠間市自殺予防教育指導資料「かがやき」を活用し、生命尊重、人権教育等の道徳心の醸成と「心配なことを伝える」「相談を受けられる」等のスキルを育成する。

ウ いじめを誘発する子どものストレスの軽減を図ると共に、ストレスを回避できる力を育成する。

- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図るとともに、生徒が自主的に行ういじめ防止に関する生徒会活動に対する支援を行う。

② いじめの早期発見のための措置

(参考：いじめ防止対策推進法第 16 条)

- ・生徒の些細な変化を見逃さないため、「いじめ早期発見のためのチェックシート」を十分活用するとともに、日頃からの活動を意識的に、積極的に行う。

例：朝の出欠確認での返事の声や表情、学級日誌の記入状況、生活ノートへの記述、など

- ・定期的なアンケート調査(月 1 回)を実施するとともに、事後必要に応じて担任等との教育相談を実施する。また、ICT 機器によるいじめ相談を随時受け付ける。

- ・教員間の生徒指導に関する情報交換を密に行う。(学年会、生徒指導部員会、運営委員会等の活用)

③ いじめの防止対策のための教職員の資質向上

(参考：いじめ防止対策推進法第 18 条)

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。

- ・SNS に関するいじめの防止のため、情報モラル教育の理解を深めるための研修を行い、教職員の資質の向上を図る。

- ・事例研究・道徳教育等の職員研修の企画・運営

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(参考：いじめ防止対策推進法第 19 条)

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信の匿名性、インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修(メディア教育講演会)等を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

ア 趣旨

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)第 22 条の規定に基づき、本校「いじめ防止対策委員会」(以下、「委員会」という)を設置する。

イ 目的

いじめは、全ての生徒に関係する問題であるという認識のもと、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめを行わないようにするとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することが無いようにするため、学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、組織的・積極的、継続的に適切且つ迅速にこれに対処することを目的とする。

ウ 構成

委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校支援員、養護教諭のほか、校長の指名する職員によって構成する。また、校長は、必要に応じて、専門的知識を有する者を参加させることができる。

エ 活動内容

委員会は、以下の活動を行う。

- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめ事案発生時の対応に関すること
- ・いじめの防止についての理解・啓発に関すること

オ 開催

委員会は、校長が招集し、原則として月 1 回開催(校務会)とする。ただし、校長は必要に応じ

て即時開催することができる。日常の状況把握と情報の共有は生徒指導部員会で行う。

② いじめ発生時の具体的な対応

ア いじめにかかる相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行うとともに、校長、教頭及び生徒指導主事に報告する。いじめの疑いがあるような行為が発見された場合も同様とする。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、必要な対応を行う。そのため、いじめ発生時の具体的な対応について委員会（いじめ防止対策会議）を開催し、以下の点について対応策を協議する。

- ・ いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援策
- ・ いじめを行った生徒・保護者に対する助言の在り方
- ・ 専門的知識を有する者等との連携

ウ いじめを受けている生徒を守り通すことを第一とし、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援を継続的に行う。また、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行い、生徒の成長をサポートする。必要があると判断した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談等も設定する。

エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要があると判断した場合には、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習活動を行わせる措置を講ずる。

オ いじめに関する関係者間における二次的なトラブルや争いを生じさせぬよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ いじめに関する事案の経過、指導内容等やその成果等については、笠間市教育委員会に逐次報告するとともに、指示を仰ぐ。

キ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに笠間警察署に通報、または児童相談所に通告し、適切な支援を求める。

③ 家庭・地域への啓発と連携

家庭や地域との適切な関係を構築するため、日頃から以下の活動を行う。

- ・ 学校の日常の取り組み及び生徒の様子の伝達
- ・ 地域における生徒の状況についての情報交換（PTA 活動時・懇談会）（保護者アンケート）
- ・ 地域関係機関との情報交換

（３）重大事態への対応

① 重大事態の定義

（参考：いじめ防止対策推進法第 28 条）

重大事態とは、次に掲げる２点のどちらかに該当する場合をいう。

ア いじめにより、当該学校に在籍する生徒等の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合

② 重大事態発生時の対応

重大事態が発生する恐れがある場合と判断した場合には、「いじめの重大事態対応マニュアル」（平成 31 年 1 月 茨城県教育委員会）に則り、対応策を策定していく。

ア 笠間市教育委員会へ速やかに報告する。

イ 校内に、重大事態の調査組織（緊急いじめ防止対策委員会）を設置し、発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動案を検討し周知する。

ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果等の情報を速やかに提供する。

オ 調査結果を笠間市教育委員会に報告する。

カ 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

- ・ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
- ・ サポートチームの立ち上げと対応策検討・実践
- ・ いじめ防止プログラム、自殺予防教育の実施 など

Ⅳ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に加え、本校の取り組みを適正に評価する。

- (1) いじめの未然防止と早期発見に関する取り組みに関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

Ⅴ 改定事項

- (1) 令和2年4月 Ⅲ(2)ウを改訂
- (2) 令和5年3月 いじめ撲滅スローガンを追加